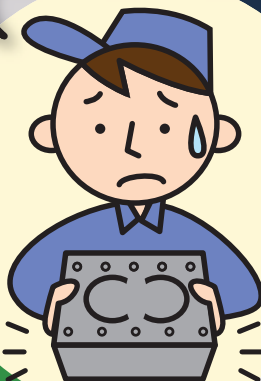


親事業者との取引で困っていませんか？

下請適正取引 を支援します

使わなくなった金型を
廃棄させてくれない



価格協議に
応じてもらえない



期日を過ぎても
代金を支払ってくれない



東京都産業労働局

東京都産業労働局ホームページ
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/>



下請代金支払遅延等防止法のしくみ

(昭和 31. 6. 1 法律第 120 号)

① 目的

この法律は親事業者の下請事業者に対する取引を公正なものとし、下請事業者の利益を保護することを目的としています。

② 対象となる取引

下請法の対象取引 = 取引の内容 + 資本金区分

下請法が適用される下請取引はこの2つの条件を満たす場合にのみ適用されます



① 製造委託：

物品の販売や製造を営む事業者（製造業者、販売業者等）が、規格、品質、形状、デザイン、ブランド等を指定して、他の事業者が物品の製造や加工などを依頼することをいいます。（ここでいう「物品」とは動産を指しており、家屋などの建築物は対象に含まれません。）

③ 情報成果物作成委託：

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等、情報成果物の提供や作成を営む事業者が、他の事業者がその作成作業を委託することをいいます。情報成果物の代表例としては次のものを挙げることができ、物品の附属品・内蔵部品、物品の設計・デザインに係わる作成物全般を含んでいます。（例）プログラム、映像や音声・音響などから構成されるもの、文字・図形・記号等から構成されるもの。

② 修理委託：

物品の修理を請け負っている事業者がその修理を他の事業者へ委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者へ委託すること等をいいます。

④ 役務提供委託：

運送やビルメンテナンスをはじめ、各種サービスの提供を営む事業者が、請け負った役務を他の事業者へ委託することをいいます。ただし建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、下請法の対象とはなりません。

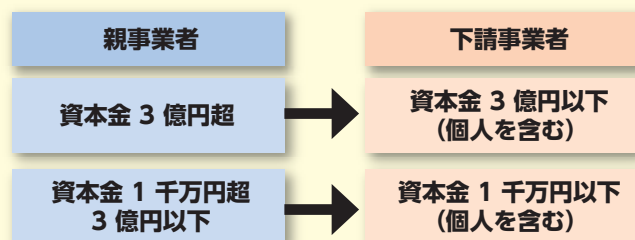
※建設業における下請法の対象取引

家屋等の建築をはじめ、建設工事に関する請負契約は建設業法による規制の対象で、下請法の対象外となっています。ただし、建設資材や部材を販売している建設業者が商品の製造を外部委託する場合は「製造委託」、また、建設業者が設計図面の作成を委託する場合は「情報成果物作成委託」の対象となります。

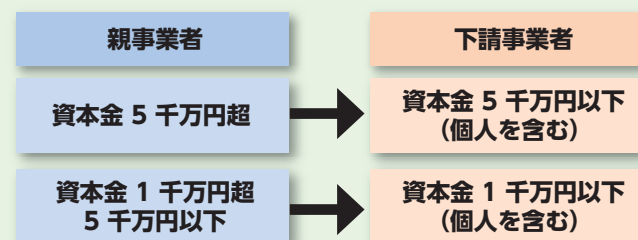
③ 規制の対象となる取引の範囲

○物品の製造委託・修理委託

○情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



○情報成果物作成委託・役務提供委託（左記に係るものを除く）



④ 親事業者の禁止行為

- ① 受領拒否の禁止
- ② 下請代金の支払遅延の禁止
- ③ 下請代金の減額の禁止
- ④ 返品 of 禁止
- ⑤ 買いたたき (代金を不当に低く定めること) の禁止
- ⑥ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止 (親事業者が指定する物・役務を強制して購入・利用させること)
- ⑦ 報復措置の禁止 (親事業者の違反行為を行政に知らせたことを理由に取引停止等の不利益な取扱いをすること)
- ⑧ 有償で支給した原材料等の代金を、早期に (下請代金の支払期日より) 決済することの禁止
- ⑨ 割引困難な手形 (繊維業は90日、その他の業種は120日を超える長期の手形) の交付の禁止
- ※ 令和6年11月1日より、業種を問わず支払サイトが60日を超える手形等は下請法上の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象となります。
- ⑩ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (下請事業者に金銭労務の提供等をさせること)
- ⑪ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

⑤親事業者の4つの義務

下請取引の公正化、下請事業者の利益を保護するため、親事業者には4つの義務があります。

●発注時には発注書面を交付する義務があります。

口頭発注や不明確な取引条件によるトラブル防止のため、親事業者は発注に当たって、下記の具体的記載事項をすべて記載した書面を交付する義務があります。

具体的記載事項

- | | |
|--|--|
| (1) 親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可） | (8) 下請代金の支払期日 |
| (2) 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日 | (9) 手形を交付する場合は、手形の金額（支払比率でも可）及び手形の満期日 |
| (3) 下請事業者の給付の内容 | (10) 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日 |
| (4) 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間） | (11) 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日 |
| (5) 下請事業者の給付を受領する場所 | (12) 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日、決済方法 |
| (6) 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日 | |
| (7) 下請代金の額（算定方法による記載も可） | |

※下請事業者が承諾した場合、一定の要件の下に、取引において電子メール等を使った受発注ができることが法律上明確になりました。（平成13年4月1日施行）

●発注時に支払期日を定める義務があります。

親事業者は検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、下請代金の支払期日を定めなければなりません。

支払期日を定めなかった場合は下記の日が「支払期日」になります。

- ・当事者間で支払期日を定めなかったとき ➡ 物品等を実際に受領した日
- ・当事者間で支払期日を定めても、受領日から起算して60日を超えて定めたとき ➡ 受領日から起算して60日を経過した日の前日

●取引記録の書類を作成・保存する義務があります。

下請取引が完了した場合、親事業者は給付内容、下請代金の金額などの取引記録を書類として作成し、2年間保存しなければなりません。

●代金支払いが期日より遅れた場合は遅延利息を支払う義務があります。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 （フリーランス・事業者間取引適正化法等）

- 本法はフリーランスの方が安心して働ける環境を整備するために制定されました（令和6年11月1日より施行）
- フリーランスの方との業務委託取引について、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、定めています。

フリーランス法の概要や関連施策のご紹介はこちら
「フリーランス支援情報ポータル」 <https://freelance-support.tokyo/>



取引先との価格交渉に向けて～事前準備～

参考：中小企業庁 「中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック」

価格交渉に向けた準備ができているか、下記で確認しましょう。



取引先からの引合段階で、業務内容や取引条件をきちんと確認していますか？

見積や引合段階には、必ず曖昧な点が存在します。仕様の不確定要素など、顧客に確認が必要な事項を事前に確認しましょう。



労務費、エネルギー費や原材料費など、取引に必要な“データ”は定期的に収集していますか？

価格交渉時は、価格の変動前後のデータ提示が求められます。業界誌や官公庁の公式サイトなどで必要なデータを定期的にチェックしましょう！



“原価計算”できていますか？～製品・サービス単位での把握を

原価を割りだしておくことは価格交渉を行う上で重要です。支援機関やインターネットなどを活用して、自社の主な事業の製品あたり・サービスあたりの原価を把握しましょう！



製品・サービスの“単価”を把握し、取引先に提示できますか？

自社の主な事業の製品・サービスの「単価表」を作成しておくこと、戦略的な価格交渉に役立ちます！



自社の事業特性をふまえた“見積書”のひな型(フォーマット)はありますか？

価格交渉に向けて、見積書は、自社の実態に即した費目を記載できるひな形（フォーマット）を整えておくことが有効です。



取引先の経営方針や業績動向を把握できていますか？

取引先の動向は各種交渉のスピードや成否に大きく影響するため、情報収集が重要です。



取引先にとっての自社製品やサービスの“付加価値”＝価格になっていませんか？

自社が何を強みとした取引を行っていくのか、経営計画を策定するなどして自社の取引姿勢を明確にしましょう。

国や東京都の支援ツールのご案内

【中小企業庁 価格交渉・転嫁の支援ツール】

相談窓口のご案内や「中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック」をはじめとする価格交渉に役立つ各種資料が掲載されています。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shien_tool.html



【東京都における価格交渉支援】

価格交渉や原価管理体制の構築に向けた相談に専門のアドバイザーが対応します。また、価格交渉の準備に役立つ各種ツール（交渉のフロー図、労務費増加額試算ツール等）もご用意しています。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shitauke/soudan/index.html>



取引先との価格交渉に向けて～交渉のポイント～

参考：中小企業庁「中小企業・小規模事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック」

①コストに関する客観的なデータを提示する

原材料価格、エネルギーコストなどの価格転嫁や発注者からの価格低減要請への対応に向けた交渉の際は、コストに関する客観的なデータを提示しましょう。特に「**原価（製品・サービス単位）を示した価格交渉**」が成功のカギです。

（例）人件費や原材料の内訳とその価格推移表を作成、必要な工数・技術難易度・知的財産の対価を説明

②必要に応じて対案・代案を提示する

必要に応じて、自社にとって有意義であるだけでなく、親事業者のニーズにも合致する効果的な対案・代案を提示しましょう。

（例）より効率的な加工方法・材料への変更 メンテナンスフリー化・サービス体制の変更
簡易包装への変更 自社調達から材料支給へのシフト 不必要に厳しい検査基準の見直し 支払条件の変更

③取引条件に関するルールを定める

不利な条件下で取引が行われないう、取引条件に関するルールを策定し、価格設定方法などについて発注者側と合意を取りましょう。

（例）原材料価格の上昇を単価に反映できる仕組み（サーチャージ制や価格スライド制など）の導入、発注ロット数ごとの価格、型の保管費用、受注者による図面・ノウハウの提供に係る取り決め ほか



④取り決めたルールや交渉経緯を書面に残す

ルールを着実に実行するためには、書面に取り決めを残すことが重要です。書面の共有が難しい場合であっても、取引先に対して、「間違いがあるにご迷惑をかけるので確認させてください」と伝え、口頭で取り交わした内容を電子メールなどで確認しましょう。

契約書作成の心得

- 1 契約の当事者と契約の成立の時期をはっきりさせる
- 2 契約の対象、目的物、双方の権利、義務の内容、範囲をはっきりさせる（品目、規格、数量、単価、金額、納期、引渡場所、検収期間、所有権の移転時期、支払期日、不良品の処理等）
- 3 責任の範囲をはっきりさせる（親事業者側の都合による債務不履行責任等）
- 4 その他の記載事項
量産終了後の補給品の単価、支給期間、打ち切り基準、型の保管費用、費用負担、従業員の派遣についての費用負担 図面提供費や第三者への開示可否

特に「支払条件」「検収方法」「不良品の処理」「瑕疵担保責任」は紛争の原因となりやすいので明文化すること

見積書

- 1 見積価格の前提となる条件を明確にし、価格に影響する数量、設計、仕様、納期等は具体的に記載。また、変更が生じた場合、追加費用が発生する旨を記載する
- 2 仕様が確定せず金額を決定できない場合は、後日改めて決定する旨を記載
- 3 その他の記載事項
・型や試作品製作費 ・附帯業務の範囲 ・運送経費

その他

- 契約書に記載のない費用を伴う追加作業等は、その都度書類等で確認の上、作業を進める
- 取引慣行上負担区分の不明確な経費については、負担区分を明確に文書化する

親事業者との取引で困っていることはありませんか？



親事業者の違反行為を行政に知らせたことを理由に不利益な取り扱いをされる



適正なコスト負担なしに、親事業者の仕事を手伝わされた



発注先から納期延期と言われたが、いつ受領してもらえるかわからず、費用も負担してくれない



担当者の異動に伴い制作方針が変わり、無償でデザイン変更を要求された

こうした親事業者の行為は
**下請代金支払
遅延等防止法**
で**禁止**されています。



親事業者が有償支給する原材料を使用して物品を製造する際、下請代金の支払日より前に原材料費の支払いを求められた



正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品(含自社製品)や原材料等を強制的に購入させられた



親事業者から手形で下請代金の支払いを受けたが、一般の金融機関で割引を受けることができなかった



1,000個を発注するとの依頼で、見積単価を提出したが、その見積単価で50個しか発注がなかった

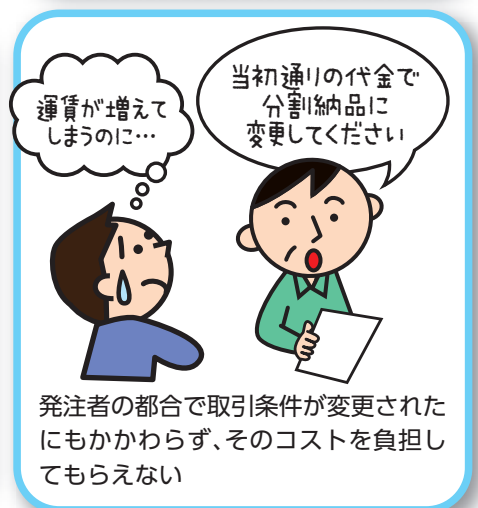
トラブルが起きたらできるだけ早く行政機関等に相談することが大切です。
(裏面の相談機関をご利用ください。)

適正な価格に基づく取引ができていますか？

参考：中小企業庁「中小企業・小規模事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック」

取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、一方的に自社に有利な取引条件を強要するなど、下請企業に不利益となるような取引が報告されています。

●問題のある取引事例



発注側のこのような行為は「下請代金支払遅延等防止法」や「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反する恐れがあります。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (令和5年11月29日策定／内閣官房・公正取引委員会)

- 労務費の転嫁に係る価格交渉について、「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動」を12の行動指針として取りまとめるとともに、それぞれの行動指針に該当する取組事例や、受注者が用いている根拠資料や取組内容も取り上げています。
- 12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することも明記されています。
- 特に価格転嫁が難しいとされる労務費については、原材料費、エネルギー費と分けて交渉することが重要です。本指針の別添で示されている「コスト費目別価格交渉フォーマット(例)」も活用しましょう！

下請取引に関する相談機関のご案内

下請取引に関する苦情・紛争処理の相談は次の機関で受け付けています。お気軽にご相談ください。

下請センター東京 (公財) 東京都中小企業振興公社 	下請センター東京（下請取引紛争解決センター） (公財) 東京都中小企業振興公社 本社（秋葉原庁舎 5 階） 〒101-0025 千代田区神田佐久間町 1-9 電話：03-3251-9390 Email：s-center@tokyo-kosha.or.jp		下請センター東京 多摩支援室 (公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支社 〒196-0033 昭島市東町 3-6-1 産業サポートスクエア・TAMA 電話：042-500-3909	
	苦情紛争相談		取引上の様々なトラブルに対して下請法に詳しい専門相談員や弁護士が親身になってご相談に応じ、具体的な解決策を提示します。 (事前にお問い合わせください) ○専門相談員による相談 月曜日から金曜日（土日・祝祭日・年末年始を除く） 9：00～12：00 / 13：00～17：00 ○弁護士相談（要予約・秋葉原庁舎のみ） 月曜日から金曜日（土日・祝祭日・年末年始を除く） 13：30～16：30 1件1時間程度	
	裁判外紛争解決手続（ADR）		ご希望に応じて、「裁判外紛争解決手続（ADR）」を実施します。センターの選任する第三者（弁護士）が公正中立な立場で、調停により簡易迅速な紛争解決を図ります。（秋葉原庁舎のみ） ○トラブルの種類・内容、当事者の事情・意見に応じて、柔軟な解決を図ることができます。 ○手続は非公開です。当事者のプライバシー、営業上の秘密などに配慮して実施します。	
	価格交渉に関する相談		価格交渉や原価管理体制の構築に向けたご相談に対応します。下請センター東京のホームページの申込フォームよりお申し込みください。	
	※各種ご相談・ADRの実施はいずれも無料です。お気軽にご相談ください。 ※下請センター東京は、認証紛争解決事業者として法務大臣の認証を取得しました。（かいつサポート第16号）			
国の相談機関	名 称		住 所	電 話
	公正取引委員会	事務総局経済取引局 取引部企業取引課	〒100-8987 千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館B棟	03-3581-3375
	中小企業庁	事業環境部取引課	〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1732
	関東経済産業局	産業部適正取引推進課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0325
	下請かけこみ寺 (公財)全国中小企業振興機関協会)	—————	—————	0120-418-618
各業界の相談窓口	団 体 名		住 所	電 話
	東京ニットファッション工業組合		〒130-0026 墨田区両国 4-37-2 TKF 第 1 会館	03-3633-5601
	(一社)大田工業連合会		〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ	03-3737-0797
	(一社)日本金型工業会		〒113-0034 文京区湯島 2-33-12	03-5816-5911
	東京配電盤工業協同組合		〒108-0023 港区芝浦 2-14-5 ユニベル田町ビル 4 階	03-3434-4921
	(一社)日本電子回路工業会		〒167-0042 杉並区西荻北 3-12-2 回路会館 2 階	03-5310-2020
	東京都印刷工業組合		〒104-0041 中央区新富 1-16-8 日本印刷会館 4 階	03-3552-4021
	(一社)東京都金属プレス工業会		〒130-8553 墨田区両国4-30-7	03-5624-1921
	東京都鍍金工業組合		〒113-0034 文京区湯島 1-11-10	03-3814-5621
	東京工業塗装協同組合		〒108-0014 港区芝 5-31-16 YCC ビル 9 階	03-5765-6273
	日本ダイカスト工業協同組合		〒105-0011 港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 511	03-3431-0566
	(一社)東日本プラスチック製品工業協会		〒104-0045 中央区築地 3-12-5 築地小山ビル 1 階	03-3541-4321
	(一社)東京都トラック協会		〒160-0004 新宿区四谷 3-1-8	03-3359-6251
	(一社)東京都情報産業協会		〒104-0033 中央区新川1-27-8 新川大原ビル5階	03-6222-9080

2024年10月発行 ※このリーフレットは令和6年9月現在の法令に基づいて作成しています。

編集・発行 東京都産業労働局商工部経営支援課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 TEL.03-5320-4783

登録番号 (6) 111

